

山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護業務の効率化による職場環境の向上、介護職員の負担軽減及び介護サービスの質の向上を図ることを目的に、介護事業所及び介護施設等の設置者が実施する介護ロボットやICT機器等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、広く一般の介護事業所による取り組みの参考となるよう先駆的な取り組みについて支援するものであり、次に掲げる事業を対象とし、補助要件については別表1のとおりとし、補助対象経費、補助率及び基準額については別表2のとおりとする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器等については、本補助事業の対象とならない。

- (1) 介護テクノロジーの導入支援事業
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

(対象となる事業所・施設等)

第3条 この補助金の対象となる介護事業所及び介護施設等は次のとおりとする。（以下「介護事業所等」という。）

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(補助金の算定方法)

第4条 第2条に規定する事業に対する補助額は、別表2に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2に定める補助率を乗じて得た額と、別表2に定める基準額(加算額がある場合は、加算後の額)とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 第2条第1号の補助対象事業の1回当たりの限度台数は定めないが、補助事業者において、各介護施設等の課題を適切に把握し、介護従事者の負担軽減に資する必要台数とすること。この場合において、知事が介護ロボット導入計画等から必要台数を精査するものであること。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)、申請額算出内訳(様式第1号別紙1)及び厚生労働省が指定する業務改善計画書を、知事に提出しなければならない。なお、当該計画は、県が厚生労働省へ提出するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をき

たさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものは、この限りでない。

- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（選定方法）

第7条 知事は、業務改善計画書の内容を審査の上、予算の範囲内で交付の内示を行う。

（実績報告書の提出）

第8条 補助対象事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の2月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定を補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超過する額の補助金が交付されているときは、当該超過する額について、補助金の返還を補助事業者に求めるものとする。
- 3 前項に規定する補助金の返還は、当該返還を求められた日から30日以内に行わなければならないものとする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から60日以内の日であって知事が別に定める日を返還期限とすることができる。
- 4 第2項の場合において、補助事業者が前項に定める返還期限までに返還を行わないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業者の義務）

第11条 補助対象事業者は、業務改善計画を作成し、これを知事に提出するものとする。
なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、介護福祉総合支援センターに相談するものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等における業務改善計画等に対する効果を知事に報告しなければならない。この場合において、他の介護事業所や県、及び介護福祉総合支援センターが介護ロボットやICT機器等の導入による職員の負担軽減効果等を確認するため、視察等の依頼があった場合は、特段の支障がない限り、これを受け入れなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第12条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。
(山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付決定された補助金については、これらの要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
(1) 山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱
(2) 山梨県介護事業所ICT導入支援事業費補助金交付要綱

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。